

昭和十五年二月六日

内閣書記官長

内閣書記官

月

日 可

内閣總理大臣 五

法制局長官



外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

厚生大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣



拓務大臣

五

別紙大藏大臣請議政府出資特別

會計法案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

去 制 局

閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案附箋一通

政府出資特別會計法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和十五年 二月 八 日 衆ハ

内閣總理大臣

大藏大臣

法制局
佐藤

主任者主計局調査課長前田大藏書記官

政府ノ出資ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其ノ經理ヲ明確ナラシムルガ
爲政府出資特別會計法ヲ制定スルノ必要アルヲ以テ右ニ關スル法律案
ヲ第七十五回帝國議會ニ提出セントス
仍テ別紙法律案竝ニ同理由書ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

昭和十五年一月二十九日

大藏大臣 櫻 内 幸 雄



内閣總理大臣 米 内 光 政 殿

大甲 五一

大 藏 省



今
林

政府出資特別會計法

第一條

政府ノ出資ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ

歲出ニ充ツ

他ノ法律ニ別段ノ定テ出資及勅令ヲ以テ定ル出資、ハ前項ノ規定ニ拘ラズ

之ヲ他ノ特別會計ノ所屬トス

第二條

本會計ニ於テハ出資ニ對スル配當金、出資ノ、回收金

、公債募集金、借入金、一般會計ヨリノ受入金及附屬雜收

入ヲ以テ其ノ歲入トシ出資拂込金、公債及借入金ノ償還金及利息、

一時借入金ノ利子、他ノ會計ヘノ繰入金、事務取扱費其ノ他ノ諸費

ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條

他ノ會計所屬ノ、物件ヲ出資ノ目的ト爲ス場合

ニ於テ、ハ當該物件ヲ本會計ノ所屬ニ移スベシ

前項ノ規定ニ依リ本會計ノ所屬ナル物件ノ價額ニ相當スル金額ヲ

大藏省

豫算ノ定ムル所ニ依リ、本會計ヨリ當該會計ニ繰入ルベシ

第四條 他ノ特別會計所屬ノ、出資ヲ本會計所屬ニ移シタルトキハ

其ノ出資拂込金ニ相當スル金額ヲ豫算ノ定ムル所ニ依リ本會計ヨリ當該會計ニ繰入ルベシ

第五條 本會計ニ於テ出資拂込金及前二條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ支辨

スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ公債及借入金ノ償還金及利子、一時借入金ノ利子、事務取扱費其ノ他ノ諸費ヲ支辨スル爲必要ナル財源ハ出資ニ對

スル配當金、出資ノ、回收金、及附屬雜收入ヲ以テ之

ニ充テ尙必要アルトキハ一般會計ヨリ受入金ヲ爲スコトヲ得前項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ニ付テハ後日本會計ヨリ同額ヲ一

般會計ニ繰入ルベシ

第七條 本會計ニ於テ決算上剩餘、ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歲

入ニ繰入ルベシ

第八條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第九條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第十條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第十一條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第十二條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第十三條 本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

大藏省

第十四條 本法施行ノ際現ニ一般會計ニ屬スル政府ノ出資ハ之ヲ本會計ニ所屬ニ移シ其ノ出資拂込金ニ相當スル金額ハ漸次之ヲ本會計ヨリ一般會計ニ繰入ルベシ

第十五條 前條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府規ハ第五條ノ規定ニ依ルノ外本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十六條 北支那開發株式會社法第四十五條中「一般會計」ヲ「政府出資特別會計」ニ改ム

第十七條 中支那振興株式會社法第三十九條中「一般會計」ヲ「政府出資特別會計」ニ改ム

第十八條 昭和十四年法律第八十三號附則第四項中「一般會計」ヲ「政府出資特別會計」ニ改ム

政府出資特別會計法案理由書

政府ノ出資ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其ノ經理ヲ明確ナラシムルガ
爲政府出資特別會計法ヲ制定スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナ
リ

大藏省

参照

國際電氣通信株式會社法中改正法律

昭和十五年四月
法律第六十三號
(總理內務大臣藏、拓
務、逓信大臣副署)

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府國際電氣通信株式會社法第六條第三項ノ規定ニ依リ出資ヲ爲サントスルトキハ出資ノ目的タル財産ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ數ニ付政府出資財産評價委員會ノ議ヲ經ベシ

政府出資財産評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ノ一般會計ニ屬スル國際電氣通信株式會社ノ株式ヲ有價ニテ通信事業特別會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保管換ヲ爲ス株式ノ對價タル支出金ハ通信事業特別會計ノ資本勘定ノ歳出トシ其ノ株式ハ同特別會計ノ資本所屬物件トス

參照

北支那開發株式會社法

(昭和十三年四月
法律第八十一號
總理、外務、海軍、陸軍、
大臣、內務大臣副署)

第四十五條 政府ハ北支那開發株式會社ニ
對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵道特
別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニテ一般
會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

參照

中支那振興株式會社法

昭和十三年四月
法律第八十二號

(總理、外務、海軍、陸軍、
大藏大臣副署)

第三十九條 政府ハ中支那振興株式會社ニ
對スル出資ノ目的ニ充ツル爲帝國鐵道特
別會計ヨリ其ノ所屬物件ヲ無償ニテ一般
會計ニ保管換ヲ爲スコトヲ得

政府出資會社ニ関スル調

(昭和十四年二月二十八日)

特殊法人名	資本金	政府出資金	設立ノ目的	備考
一般會計出資分				
臺灣銀行 (明治三〇、法三八)	一五〇〇〇、〇〇〇 (二六、一五五、〇〇〇)	二五〇、〇〇〇	臺灣銀行法ニ依リ銀行業ヲ営ム以テ目的トス	
北海道拓殖銀行 (明治三三、法七六)	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇 (二五、五〇〇、〇〇〇)	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	北海道及樺太、拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス	
南滿洲鐵道株式會社 (明治三九、勅(四三))	八〇〇、〇〇〇、〇〇〇 (七三六、二〇〇、〇〇〇)	三三六、二〇〇、〇〇〇	滿洲地方ニ於テ鐵道運送輸業ヲ營ム以テ目的トス	
東洋拓殖株式會社 (明治四一、法六三)	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇 (三九〇、〇〇〇、〇〇〇)	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	内地以外ノ地域ニ於テ土地經營、供給其他拓殖事業ノ經營ヲ目的トス	
鴨綠江探採木公司 (明治四一、外告三)	二八〇、〇〇〇、〇〇〇 (二八八、〇〇〇、〇〇〇)	一四〇、〇〇〇、〇〇〇	鴨綠江右岸地方ニ於テ森林ノ探採事業ヲ經營スルヲ目的トス	
產業組合中央金庫 (大正二二、法四二)	三九七、〇〇〇、〇〇〇 (三六六、七〇〇、〇〇〇) 三二四、一三一、三六	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	所屬產業組合聯合會、所屬產業組合聯合會又、所屬產業組合聯合會ニ對シテ金融、內需並ニ所屬組合、產業及、經濟、發達ヲ圖ルヲ目的トス	
國際電氣通信株式會社 (大正一四、法三〇)	二五〇、〇〇〇、〇〇〇 (一五九、九二〇、〇〇〇)	二二、三〇〇、〇〇〇	國際電氣通信ノ取扱ノ爲ニシテ電氣通信ノ設備及其ノ附屬設備ヲ爲シテ政府ニ供スルヲ目的トス	

特殊法人名	資本金	政府出資金	設立ノ目的	備考
日本製紙株式会社 (昭和八年法四七)	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇 四二九,九一〇,〇〇〇	二八四,一九五,〇〇〇	本邦ニ於テ紙業ノ振興ノ爲メ 確立シテ國産紙業ノ振興 及販賣ノ促進ニ努ムル事ヲ旨 トシテ目的トス	
商工組合中央金庫 (昭和二年法一四)	一,一五〇,〇〇〇,〇〇〇 (中七〇〇,〇〇〇,〇〇〇) 六五〇,〇〇〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇	商工組合ニ商工組合聯合 會ニ工業組合ニ工業組合 聯合會ニ工業組合ニ工業組合 聯合會及貿易組合聯合會 ニ對シテ金融ノ内通ヲ圖 ルニ必要ナル事ヲ旨トシテ 目的トス	
日南産業株式会社 (昭和二年法四三)	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 二〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	七,二五〇,〇〇〇	海外ニ於テ移住地ノ經營 ヲ行フヲ目的トス 人造石油製造事業ノ振興 ヲ圖ルニ必要ナル事ヲ旨 トシテ目的トス	
帝國燃料興業株式会社 (昭和二年法五三)	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 四〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇,〇〇〇	滿州國ニ於テ同和移住ノ助成 ニ對シテ事業ヲ經營スルヲ目的 トス	
滿州拓殖公社 (昭和二年法約一二)	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 二〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一五,〇〇〇,〇〇〇	恩給勸進會等金等ノ受取有 ニ對シテ金融ノ内通ヲ圖ル ニ必要ナル事ヲ旨トシテ目的 トス	
恩給金庫 (昭和三年法五七)	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 六〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	廣底金融ノ内通ヲ圖ルヲ 目的トス	
廣氏金庫 (昭和三年法五八)	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 一〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇,〇〇〇	北支那ニ於テ經濟開發ヲ 促進シ其ノ發達ヲ助成ス ヲ目的トス	
北支那開發株式会社 (昭和三年法八一)	三五〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 一三六,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	九二,二七九,六六〇	中支那ニ於テ經濟開發ヲ 促進シ其ノ發達ヲ助成ス ヲ目的トス	
中支那振興株式会社 (昭和三年法八二)	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 一三七,二〇〇,〇〇〇,〇〇〇	二四,七〇二,六〇八	重要物品(金銀及白金等)ノ 生産ノ開發ヲ促進シ其ノ増産 ヲ圖ルニ必要ナル事ヲ旨 トシテ目的トス	
帝國証券開發株式会社 (昭和四年法八二)	三〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 七五〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	三,七五〇,〇〇〇		

大日本航空株式会社
(昭和一四、法八四)

一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
三三,八四七,七〇〇

一一,二四九,七〇〇

航空輸送事業、振興、
展、開、ル、目、的、ト、ス

計

二二,四〇〇,〇〇〇
一六,一五〇,〇〇〇
一六,一五〇,〇〇〇

八三,五八三,二九六

特別會計出資分

朝鮮銀行
(明治四四、法四八)

四〇,〇〇〇,〇〇〇
二五,〇〇〇,〇〇〇

一五,〇〇〇,〇〇〇

朝鮮銀行法に依り銀行業
ヲ営ムルヲ以テ目的トス

朝鮮殖産銀行
(大正七、制七)

三〇,〇〇〇,〇〇〇
三〇,〇〇〇,〇〇〇

三二,九九〇

朝鮮殖産銀行令に依り
事業ヲ営ムルヲ以テ目的トス

臺灣電力株式会社
(大正八、律一)

七〇,〇〇〇,〇〇〇
八一,三五〇,〇〇〇

一一,〇〇〇,〇〇〇

臺灣電力株式會社
事業ヲ営ムルヲ以テ目的トス

滿洲電信電話株式会社
(昭和八、法四)

五〇,〇〇〇,〇〇〇
四三,一二五,〇〇〇

一六,五〇〇,〇〇〇

關東州及滿洲國ノ行政
權ノ下ニ在ル区域ニ於テ有
線無線ノ電氣通信事業
ヲ經營スルヲ目的トス

臺灣拓殖株式会社
(昭和二、法四三)

三〇,〇〇〇,〇〇〇
二二,五〇〇,〇〇〇

一五,〇〇〇,〇〇〇

拓殖事業ノ經營及拓殖
資金ノ供給ヲ目的トス

南洋拓殖株式会社
(昭和二、制二二八)

二〇,〇〇〇,〇〇〇
一五,二七三,〇〇〇

一〇,五四六,〇〇〇

拓殖事業ノ經營及拓殖
資金ノ供給ヲ目的トス

日本通運株式会社
(昭和一、法四六)

三三,〇〇〇,〇〇〇
二〇,九三三,七五〇

二〇,〇〇〇,〇〇〇

小運送業ノ健全ナル
運ヲ圖ルニ爲シ世界
事業ヲ營ムルヲ目的トス

特殊法人名	資本金	政府出資金	設立の目的	備考
日本産金振興株式会社 (昭和一三、法三六)	二五〇,〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇	金平産金振興の目的は必 要なる事業の管理の目的とし 米穀の配給、統制の目的とし 必要なる事業の管理の目的とし 目的とする	
日本米穀株式会社 (昭和一四、法八一)	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三七五,〇〇〇,〇〇〇	朝鮮米穀の統制の目的とし 米穀の配給の目的とする	
朝鮮マダバ開発株式会社 (昭和一四、制七)	一七五,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇,〇〇〇	朝鮮マダバの開発の目的とし 米穀の配給の目的とする	
朝鮮米穀市場株式会社 (昭和一四、制一五)	九三〇,〇〇〇,〇〇〇	六二五,〇〇〇,〇〇〇	朝鮮米穀市場の統制の目的とし 米穀の配給の目的とする	
計	三七五,〇〇〇,〇〇〇 二四四,五八六,七五〇	七七二,五〇〇,九〇〇		
合	二六一五,〇〇〇,〇〇〇 一八八,五九五,五三五	九一三,〇八三,八六八		

備考

資本金欄中右傍ノ金額ハ公稱資本金ヲ示シ左傍ノ括弧内ノ金額ハ拂込済
資本金ヲ示ス

特殊法人ニ對スル政府出資ニ関スル調 (包括内納書ニテ) 昭和十四年度

法人名	根拠法令等 ニ依ル政府 出資額	昭和十一年度 末現在排 込済額	昭和十二年 度排込額	昭和十三年 度排込額	昭和十四年 度排込額	昭和十四年 度未現在排 込未済額	昭和十四年 度末現在排 込未済額
一般會計出資分	一〇九、二五〇、〇〇〇	五、六五、三三三、〇〇〇 (三八九、四九七、〇〇〇)	四、一〇、七〇〇、〇〇〇 (一、一〇、七〇〇、〇〇〇)	一、二六、四九七、〇〇〇 (三、八三、六〇〇、〇〇〇)	一、二六、四九七、〇〇〇 (四、一〇、七〇〇、〇〇〇)	八三、八三三、三三三 (四、一〇、七〇〇、〇〇〇)	二、四三、三三三、三三三
支店 銀行	二、四〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
北海道拓殖銀行	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
南滿洲鐵道株式会社	九〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、六二、二〇〇、〇〇〇 (一、〇〇、〇〇〇、〇〇〇)	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、三三、三三三、三三三 (一、〇〇、〇〇〇、〇〇〇)	六、三三、三三三、三三三
東洋拓殖株式会社	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇 (三、〇〇〇、〇〇〇)	〇	〇	〇	〇	〇
陽謀江採木公司	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇
産業組合中央金庫	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	〇	一、八〇〇、〇〇〇
國策電気通信株式会社	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇 (三、〇〇〇、〇〇〇)	〇	〇	〇	〇	〇
日本製鉄株式会社	二、四〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇 (三、八〇〇、〇〇〇)	〇	〇	〇	〇	〇
商工組合中央金庫	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	一、八〇〇、〇〇〇	〇	〇

法人名	根據法令等 二依政府 出資額	昭和十一年度 未現在 清算額	昭和十一年度 拂込額	昭和十三年度 拂込額	昭和十四年度 拂込額	昭和十四年度 未現在 拂込額	昭和十四年度 未現在 拂込額
日南産業株式会社	7,250,000	0	7,250,000 (X=7,250,000)	0	0	7,250,000 (X=7,250,000)	0
帝國肥料興業株式会社	5,000,000	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
滿洲拓殖公社	1,500,000	0	0	9,200,000	1,400,000	1,400,000	0
恩給金庫	5,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000	5,000,000
廣氏金庫	1,000,000	0	0	1,000,000	0	1,000,000	0
北那爾岩株式会社	1,500,000	0	0	1,500,000 (三六九六三 三六九六三)	0	1,500,000 (六三九六三 六三九六三)	1,500,000
中支那振興株式会社	5,000,000	0	0	1,100,000 (X=1,100,000)	0	1,100,000 (三三三六八 三三三六八)	2,500,000
帝國鋳業開発株式会社	1,500,000	0	0	0	3,500,000	1,500,000	1,500,000
大日本航空株式会社	3,500,000	0	0	0	3,500,000	3,500,000	3,500,000
特別會計出資分	11,133,000	4,400,000 (A=4,400,000)	11,900,000	1,000,000	0	11,900,000 (X=11,900,000)	11,900,000
朝鮮銀行	1,400,000	1,400,000	0	0	0	1,400,000	0

朝鮮殖産銀行	三九〇〇	三九〇〇	〇	〇	〇	〇	三九〇〇	〇
臺灣電力株式会社	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
滿洲電信電話株式会社	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
臺灣殖産株式会社	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
南洋殖産株式会社	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
日本通運株式会社	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
日本産金振興株式会社	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
日本米穀株式会社	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
朝鮮米穀株式会社	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
朝鮮米穀株式会社	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
朝鮮米穀株式会社	一〇〇〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇〇〇〇	〇
合計	二二〇〇〇〇〇	六二二二二二二	四三九〇〇〇〇	三三六四〇〇〇	一三三三三三三	一〇一〇一〇一	二二〇〇〇〇〇	〇

参考

法人名	特殊法人ニ非サルモノ 朝鮮高業銀行
根拠法令等 ニ依ル政府 出資額	六六九号 日
昭和三十二年 度未現在 拂込額	一三三九号 日
昭和三十二年 度拂込額	〇 日
昭和三十二年 度拂込額	〇 日
昭和三十四年 度拂込額	〇 日
昭和三十四年 度未現在 拂込額	一三三九号 日
昭和三十四年 度未現在 拂込額	五三三号 日

大 日 本 帝 國 政 府

昭和十五年度大藏省所管 政府出資

歲 入

第一款 政府出資收入

一 配當金收入

<p>一 日本製鐵株式會社配當金</p> <p>二 南滿洲鐵道株式會社配當金</p> <p>三 國際電氣通信株式會社配當金</p> <p>四 鴨綠江採木公司配當金</p> <p>五 株式會社北海道拓殖銀行配當金</p> <p>六 株式會社臺灣銀行配當金</p> <p>七 東洋拓殖株式會社配當金</p>	<p>一八五八一、四二一</p> <p>三三一七、七九八二</p> <p>三三一七、七九八二</p> <p>一七二六、八八〇九</p> <p>一四、四四七、三七三</p> <p>八二、八〇〇</p> <p>八四、〇〇〇</p> <p>七〇、〇〇〇</p> <p>一五、〇〇〇</p> <p>二一〇、〇〇〇</p>
---	--

大 日 本 帝 國 政 府

二 國 債 電 氣 通 信 株 式 會 社 政 府 持 株 有 償 管 理 換 收 入

三、三三三、三九〇

三 公 債 金

一 公 債 金 特 別 會 計 ヨ リ 受 入

一五〇、二九九、九五五

四 雜 收 入

九 四

一 恩 給 法 納 金

七 四

二 雜 收

二 〇

歲 出

第 一 款 政 府 出 資 支 出

一八五八一〇、四二一

一 事 務 費

八、七〇三

二 出 資 金

八三、四〇〇、〇〇〇

大 日 本 帝 國 政 府

	一 南滿洲鐵道株式會社政府持株及出資拂込金	六〇〇〇〇〇〇〇
	二 帝國燃料株式會社政府持株拂込金	一〇〇〇〇〇〇〇〇
	三 帝國鑛業開發株式會社政府持株拂込金	二二五〇〇〇〇〇
	四 大日本航空株式會社政府持株拂込金	四四〇〇〇〇〇〇
	五 產業組合中央金庫出資拂込金	五〇〇〇〇〇〇〇
	六 日本肥料株式會社政府出資拂込金	六二五〇〇〇〇〇
	三 國債整理基金特別會計へ繰入	二四〇一、五九八
	四 一般會計へ繰入	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	一 歲入臨時部へ繰入	一〇〇〇〇〇〇〇〇〇
五 諸支出金		三五〇

大日本帝國政府

第二款 豫備金

一 第一豫備金

一、〇〇〇

一、〇〇〇

企畫院上申第一六號

昭和十五年一月三十一日

企畫院總裁 竹 內 可 吉



內閣總理大臣 米 內 光 政 殿

政府出資特別會計法案ニ關スル上申ノ件

別紙大藏大臣請議政府出資特別會計法案ノ大綱ニ付審査スルニ右ハ一般會計所屬各種政府出資ヲ一括シテ特別會計ヲ設置シ以テ經理ノ便ヲ圖ラントスルモノニシテ其ノ趣旨適當ナリト認メラルニ付請議ノ通閣議決定相成可然

本院官制第一條第一項第二號ニ依リ此段及上申候也

主任官 第一部 福田書記官



政府出資特別會計法案

政府出資特別會計法

第一條 政府ノ出資ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

他ノ法律ニ別段ノ定アル出資及勅令ヲ以テ定ムル出資ハ前項ノ規定ニ拘ラズ之ヲ他ノ特別會計ノ所屬トス

第二條 本會計ニ於テハ出資ニ對スル配當金、出資ノ回收金、公債募集金、借入金、一般會計ヨリノ受入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ出資ノ拂込金、公債及借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子、他ノ會計ヘノ繰入金、事務取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 他ノ會計所屬ノ物件ヲ本會計ニ屬スル出資ノ目的ト爲ス場合ニ於テハ當該物件ヲ本會計ノ所屬ニ移スベシ

前項ノ規定ニ依リ本會計ノ所屬ト爲リタル物件ニ付テハ特ニ無償ト爲シタル場合ヲ除クノ

外其ノ價額ニ相當スル金額ヲ豫算ノ定ムル所ニ依リ本會計ヨリ當該會計ニ繰入ルベシ

第四條 他ノ特別會計所屬ノ出資ヲ本會計ノ所屬ニ移シタルトキハ其ノ出資ノ拂込金ニ相當スル金額ヲ豫算ノ定ムル所ニ依リ本會計ヨリ當該會計ニ繰入ルベシ

第五條 本會計ニ於テ出資ノ拂込金及前二條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第六條 本會計ニ於テ公債及借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利息、事務取扱費其ノ他ノ諸費ヲ支辨スル爲必要ナル財源ハ出資ニ對スル配當金、出資ノ回收金及附屬雜收入ヲ以テ之ニ充テ尙必要アルトキハ一般會計ヨリ受入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ受入レタル金額ニ付テハ後日本會計ヨリ同額ヲ一般會計ニ繰入ルベシ

第七條 本會計ニ於テ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第八條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第九條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入金ヲ爲シ又

ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第十條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ

提出スベシ

第十一條 本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ

得

第十二條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第十三條 本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

第十四條 本法施行ノ際現ニ一般會計ニ屬スル政府ノ出資ハ之ヲ本會計ノ所屬ニ移シ其ノ出

資ノ拂込金ニ相當スル金額ハ漸次之ヲ本會計ヨリ一般會計ニ繰入ルベシ

第十五條 前條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ第五條ノ規定ニ依ルノ外本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

第十六條 北支那開發株式會社法第四十五條中「一般會計」ヲ「政府出資特別會計」ニ改ム

第十七條 中支那振興株式會社法第三十九條中「一般會計」ヲ「政府出資特別會計」ニ改ム

第十八條 昭和十四年法律第八十三號附則第四項中「一般會計」ヲ「政府出資特別會計」ニ改ム

政府出資特別會計法案理由書

政府ノ出資ニ關スル會計ハ之ヲ特別トシ其ノ經理ヲ明確ナラシムルガ爲政府出資特別會計法ヲ制定スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

大甲第六一號

案起

昭和十五年三月五日

閣議決定
昭和十五年三月五日施行

昭和十五年三月五日

內閣總理大臣

及

內閣書記官



內閣書記官

外務大臣

及

陸軍大臣

及

文部大臣

及

遞信大臣

及

厚生大臣

及

內務大臣

及

海軍大臣

及

農林大臣

及

鐵道大臣

及

大藏大臣

及

司法大臣

及

商工大臣

及

拓務大臣

及

別紙兩院ノ議決ヲ經タル陸軍航空工廠資金特別會計法案ヲ審査スルニ右ハ貴族ノ院

議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム
朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル
廠資金特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

昭和十五年 三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

陸軍大臣

法律第十一號

(上奏, 通)

內閣

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
陸軍航空工廠資金特別
會計法案ノ裁可ヲ奏請ス

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴吉



貴族院

陸軍航空工廠資金特別會計法

第一條 陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ニ於ケル材料物品準備保有ノ資本トシテ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 陸軍航空工廠資金ハ五百萬圓トシ一般會計ヨリ繰入ルルモノトス

第三條 本會計ニ屬スル材料物品ヲ使用スルトキハ陸軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スベシ

第四條 陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ノ事業ニ使用シタル材料ノ殘材殘屑、航空兵器ノ取外シ物品及航空兵器ノ廢品ニシテ更ニ材料トシテ使用シ得ベキモノハ本會計ノ材料ニ組入ルルコトヲ得

第五條 每會計年度ニ於テ陸軍航空工廠資金ノ受拂決算上過剩ヲ生ズルトキハ其ノ過剩金ハ之ヲ同年度一般ノ歳入ニ繰入ルベシ

第六條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第七條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

陸軍航空工廠資金特別會計法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

昭和十五年 三月二十四日

貴族院議長伯爵松平賴壽



内閣總理大臣米内光政殿

貴

族

院



陸軍航空工廠資金特別會計法
案帝國議會へ提出ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年二月十二日

內閣總理大臣米內光政



大甲六一

昭和十五年 二月十日

内閣書記官長

内閣書記官

昭和十五年二月十二日裁可

内閣總理大臣 **近衛**

法制局長官



外務大臣

近衛

陸軍大臣

西園寺

文部大臣

高橋

逓信大臣

重光葵

厚生大臣

近衛

内務大臣

森田

海軍大臣

角田

農林大臣

山本

鐵道大臣

山本

大藏大臣

堀

司法大臣

廣田

商工大臣



拓務大臣

堀

別紙大藏陸軍兩大臣請議陸軍航空工
廠資金特別會計法案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

法制局

閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案ノ通

陸軍航空工廠資金特別會計法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和十五年 二月十二日 衆へ

内閣總理大臣

大藏大臣

陸軍大臣

法制局大第五〇號

昭和十五年二月十日

主任者主計局調査課長前田大藏書記官

官秘 第二七號

法制局 秘知

陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ニ於テ其ノ經營ニ必要ナル材料物品ヲ準備保有スル爲其ノ資本トシテ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別ニ經理スルノ必要アルヲ以テ右ニ關スル法律案ヲ第七十五回帝國議會ニ提出セントス

仍テ別紙法律案並ニ同理由書ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

昭和十五年二月十日

大藏大臣 櫻内 幸雄



大藏省

大蔵省

陸軍大臣 畑

俊 六



內閣總理大臣 米內光政 殿

大藏省

陸軍航空工廠資金特別會計法

第一條 陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ニ於ケル材料物品準備保有ノ資本トシテ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 陸軍航空工廠資金ハ五百萬圓トシ一般會計ヨリ繰入ルルモノトス

第三條 本會計ニ屬スル材料物品ヲ使用スルトキハ陸軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スベシ

第四條 陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ノ事業ニ使用シタル材料ノ殘材殘屑、航空兵器ノ取外シ物品及航空兵器ノ廢品ニシテ更ニ材料トシテ使用シ得ベキモノハ本會計ノ材料ニ組入ルルコトヲ得

第五條 每會計年度ニ於テ陸軍航空工廠資金ノ受拂決算上過剩ヲ生ズルトキハ其ノ過剩金ハ之ヲ同年度一般ノ歳入ニ繰入ルベシ

大藏省

第六條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算
ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

附 則

第七條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

陸軍航空工廠資金特別會計法案理由書

陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ニ於テ其ノ經營ニ必要ナル材料物品ヲ準備保有スル爲其ノ資本トシテ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別ニ經理スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

大藏省

參照

●海軍工廠資金會計法

明治三十八年二月十六日
法律第十五號

改正 大正八年第一〇號
昭和十四年第四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル海軍工廠資金會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
（總理、海軍、大藏大臣副署）

海軍工廠資金會計法

- 第一條 海軍造船及造兵ノ工廠ニ於ケル材料物品貯蓄ノ資本トシテ海軍工廠資金ヲ置キ特別ノ會計ヲ立テシム
- 第二條 海軍工廠資金ハ五千萬圓トシ漸次一般會計ヨリ繰入ス
- 第三條 海軍工廠資金會計ニ屬スル材料物品ヲ使用スルトキハ海軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スヘシ
- 第四條 海軍工廠資金ヲ以テ貯蓄シタル材料物品ノ損滅ハ豫メ歩合ヲ定メテ材料物品ノ原價ニ加算スヘシ
- 第五條 海軍工廠ノ事業ニ使用シタル材料ノ殘存廢船取外シ物品廢船舟及廢兵器ニシテ更ニ材料トシテ使用シ得ヘキモノハ海軍工廠資金會計ノ材料ニ租入ルルコトヲ得
- 第六條 每會計年度ニ於テ海軍工廠資金特別會計ノ決算上該資金額ニ過剩ヲ生スルトキハ其ノ過剩金ヲ同年度一般ノ歳入ニ繰入スヘシ
- 第七條 政府ハ毎年海軍工廠資金特別會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト俱ニ帝國議會ニ提出スヘシ
- 第八條 海軍工廠資金特別會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

- 第九條 第二條ハ海軍造船材料資金會計法第六條及海軍造兵材料資金會計法第六條ノ過剩金ニ相當スル金額ニシテ未タ資金ニ増加ヲ了セサルモノニモ之ヲ適用ス

第十條

本法ハ明治三十八年度ヨリ之ヲ施行ス

海軍造船材料資金會計法及海軍造兵材料資金會計法ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十四年法律第四號)

本法ハ昭和十四年度ヨリ之ヲ施行ス

政府ハ昭和十四年度ニ限リ海軍工廠資金會計法第二條ノ改正規定ニ依ル一般會計ヨリノ繰入ニ代ヘ支那事變ニ關スル臨時軍事費ヲ以テ購入シタル材料物品ヲ海軍工廠資金會計ノ材料物品ニ組入レ其ノ價額ヲ以テ海軍工廠資金ノ増加ニ充ツルコトヲ得但シ其ノ額ハ二千萬圓ヲ超ユルコトヲ得ズ

參照

●臨時陸軍材料資金特別會計法

昭和十四年四月一日
法律第五十四號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル臨時陸軍材料資金特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(總理、陸軍、大藏大臣副署)

臨時陸軍材料資金特別會計法

第一條 支那事變ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ事變地ニ在ル軍需品ノ材料及原料ヲ取得スル爲其ノ資本トシテ臨時陸軍材料資金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ事件ノ終局迄同一會計年度トシテ特別會計ヲ設置ス

第二條 臨時陸軍材料資金ハ千萬圓トシ一般會計ヨリ繰入ルルモノトス

第三條 臨時陸軍材料資金ニ不足ヲ生ジタルトキハ借入金ヲ爲シ一時之ヲ補足スルコトヲ得但シ其ノ金額ハ五千萬圓ヲ超過スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依ル一時借入金ニ代ヘ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

第四條 本會計ニ屬スル材料及原料ヲ使用スルトキハ陸軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スベシ但シ必要アル場合ニ於テハ政府以外ノ者ニ對シ之ヲ賣拂フコトヲ妨ゲズ

第五條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大 日 本 帝 國 政 府

陸軍省所管 陸軍航空工廠資金

第一欸 材料物品費	項 目		歲 入	歲 出		雜 收 入	第一欸 材料物品收入		第一欸 材料物品費代	備 考
	款	目		款	目		款	目		
一五〇〇〇〇〇〇〇円			十五年度豫定額	一	貨幣交換差增	一	一	一	一〇〇〇〇〇〇〇円	備 考
				二	辨償及還約金	一	一	一	一〇〇〇	
			十五年度豫定額				一〇〇〇〇〇〇〇円	九九九八九〇〇	九九九八九〇〇	備 考

大日本帝國政府

一 材料物品費	
一	材料物品購入費
二	附屬諸費
三	貨幣交換差減
四	諸拂戻金
一	一五〇〇〇〇〇〇
一	一四七七八三二五
二	二二〇五七五
三	一〇〇〇
四	一〇〇〇

陸軍航空工廠資金特別會計法案

陸軍航空工廠資金特別會計法

第一條 陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ニ於ケル材料物品準備保有ノ資本トシテ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條 陸軍航空工廠資金ハ五百萬圓トシ一般會計ヨリ繰入ルモノトス

第三條 本會計ニ屬スル材料物品ヲ使用スルトキハ陸軍省所管經費ヲ以テ之ヲ購入スベシ

第四條 陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ノ事業ニ使用シタル材料ノ殘材殘屑、航空兵器ノ取外シ物品及航空兵器ノ廢品ニシテ更ニ材料トシテ使用シ得ベキモノハ本會計ノ材料ニ組入ル

ルコトヲ得

第五條 每會計年度ニ於テ陸軍航空工廠資金ノ受拂決算上過剩ヲ生ズルトキハ其ノ過剩金ハ

之ヲ同年度一般ノ歳入ニ繰入ルベシ

第六條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ

提出スベシ

第七條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

陸軍航空工廠資金特別會計法案理由書

陸軍航空兵器製造修理ノ工廠ニ於テ其ノ經營ニ必要ナル材料物品ヲ準備保有スル爲其ノ資本トシ
テ陸軍航空工廠資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別ニ經理スルノ要アリ是レ本案
ヲ提出スル所以ナリ

昭一五、九

堀家

議會說明資料抜萃

陸軍航空工廠ノ設置ニ就テ

(1) 設置ノ理由

由來陸軍ニ於ケル航空器材ノ製造ハ民業ヲ
 兼テ海陸ノ資ヲ一覽ニテ之ニ對スル監督指導ヲ行ヒ
 以テ主体トシ官ハ之ニ對スル監督指導ヲ行ヒ
 其ノ整備ヲ期シツツアルハ一般兵器ト其ノ趣ヲ
 異ニスルトコロナリ 然レトモ之カ性能向上ノ要
 素ハ其ノ整備數量ノ増加トハ官ニ於テテ自ラ

陸軍後添附ノ事

料拔萃

昭一五、ニ、九

堀家

陸軍

陸軍航空工廠ノ設置ニ就テ

(1) 設置ノ理由

由來陸軍ニ於ケル航空器材ノ製造ハ民業ヲ
 鋸ノ條件ニテ資材ノ斂斂ニテ行ハレテ
 以テ主体トシ官ハ之ニ對スル監督指導ヲ行ヒ
 其ノ整備ヲ期シツツアルハ一般兵器ト其ノ趣ヲ
 異ニスルトコロナリ 然レトモ之カ性能向上ノ要
 素ハ其ノ整備數量ノ増加トハ官ニ於テチ自ラ

求ト其ノ整正備量ノ増加トハ官ニ於テモ自ラ
積極的ニ設計試作ヲナシ或ル程度ノ製造
修理ヲ實行シ民間技術ノ指導上不斷ノ經
験ト斬新ナル資料ノ獲得ニ努メ常ニ指導
的立場ヲ保持スルヲ絶對ニ必要トス

是レ今回陸軍ニ於テ航空工廠ヲ設置シ航

空ニ關スル製造技術ノ向上ヲ圖リ併セテ官

會社

一五

ニ於ケル經濟的調達ニ資シ且ツ戰時生産

ノ隘路補正ニ資セントスル所以ナリ

(2) 設置ノ基準

今回設置セラルヘキ陸軍航空工廠ハ陸軍航

空ニ關スル兵器ノ考案設計製造修理等

ヲ官ニ於テ自ラ行ハントスルモノナリ 然レトモ

之カ設置ノ趣旨ハ現下發達途上ニアル民

間

間航空工業ヲ指導シ列國ノ進運ニ遲レサル
技術ノ向上練磨ト多量ノ民間注文ニ對ス
ル適正價格ノ把握ニ基ク經濟的調辨ニアルヲ
以テ本工廠ノ規模ハ右目的ヲ達成スル爲經濟
上必要トスル最小限度ノモノトス 其ノ具體的

(2) 數量ノ基準

數量ニ關シテハ諸種ノ關係上説明ヲ差控

ハタシ

ニ於テテ諸種ノ關係上説明ヲ差控

航空工廠

陸軍

(3) 材料資金特別會計設置ノ理由

陸軍航空工廠カ設置セラレ航空兵器類ノ試
 作製造等ヲ行フニ就テハ工廠ニ於ケル之等
 事業經營ノ爲相當多量ノ材料物品ヲ必
 要トス 元來我國ニ於ケル會計制度ヨリ見
 レハ之等工廠ニ於ケル所要材料物品ハ關係
 豫算成立シ年度開始後購入手續ヲ行

ハシテ其間トス毎令發付金ニ付ニ國庫

フラ原則トス假令翌年度ニ互ル國庫負
擔トナルヘキ契約ヲナシ得ルノ途ヲ開クモ斯ク
ハニテ著工端ニ於テハ所要材料物品ハ開
ノ如キ手段ノミヲ以テシテハ到底材料物品
要トス 亦來年度ニ於テハ會信備費トシ
ノ確實ナル準備供給ヲナスコト能ハス 現下
事業經營ノ爲メに當リ材料物品ノ必
ノ如キ材料取得難ノ時期ニ於テ益々然リト
サレハ工廠ニ於テ必要トスル材料物品ノ準
備ヲ完全ニシ何時ニテモ之カ供給ニ支障ナカ

(E)

林業資金利息會信備費ノ要由

ラシメ以テ工廠業務ノ遂行ヲ圖滑ナラシムル
爲ニ一般會計ノ經費ヲ使用シ得ル以前ニ
於テ豫メ材料物品ヲ購入準備シ「ストック」
トシテ之ヲ保有スル制度ヲ必要トス 是レ本
會計ヲ設置シ其ノ歳入歳出ヲ一般會計ト區
分シ特別ニ經理ヲナスノ要アル所以ナリ

陸軍航空工廠令 (第一案)

昭五三九

陸軍省



第一條 陸軍航空工廠ハ陸軍所要ノ飛行機ノ製造及

試作ヲ爲シ且飛行機製造技術ノ研究ヲ行フ

(註) 廠内部(課)ノ區分ハ當分ノ内編制上規定

セサルコトトシ服務規定ニ依リ所要ノ部(課)ヲ

區分ス

第二條 陸軍航空工廠ニ左ノ職員ヲ置ク

工廠長

廠員

附

准士官、下士官及判任文官

第三條 工廠長ハ陸軍航空本部長ニ隸シ陸軍航空工

廠ノ業務ヲ總理ス

工廠長ハ飛行機ノ試作ニ關シテハ陸軍航空技術研究

所長ノ區處ヲ承ク

第四條 廠員及附ハ上官ノ命ヲ承ケ各其ノ擔任ノ業務ヲ

掌ル

第五條 准士官、下士官及判任文官ハ上官ノ命ヲ承ケ技術又ハ

事務ニ従事ス

第六條 陸軍航空工廠ハ技術ニ従事スベキ航空兵科幹

部候補生ニ對シ技術ニ必要ナル教育ヲ行フコトヲ得

技術候補生ノ教育ニ件技術研令ト共ニ此條明記

ルコトヲ得

第七條 官廳又ハ民間ヨリ兵器其他ノ物品ノ製造又ハ

航空兵器其他之ニ準ズベキ物品ノ試驗、製造ノ指導

若ハ製造ノ技術ニ従事スル者ノ養成ノ依頼アルトキハ第一

條ノ規定ニ依ル業務ニ妨ナキ限り陸軍大臣ノ認可ヲ

受ケ之ニ應ズルコトヲ得

附則

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

陸軍

大甲第八號

案起

昭和十五年三月五日

閣議決定
昭和十五年三月五日施行

昭和十五年三月二十七日

內閣總理大臣

近衛

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

廣田

陸軍大臣

西園寺

文部大臣

藤田

逓信大臣

藤田

厚生大臣

松本

內務大臣

高橋

海軍大臣

米谷

農林大臣

磯谷

鐵道大臣

磯谷

大藏大臣

堀内

司法大臣

林

商工大臣

林

拓務大臣

林

別紙兩院ノ議決ヲ經タル職員健康保險特別會計法案ヲ審査スルニ右ハ貴族院



議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル職員健康

保險特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十五年三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

厚生大臣

法律第十二號

(上奏ノ通)

内閣

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
職員健康保險特別會計法
案ノ裁可ヲ奏請ス

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平頼壽



職員健康保險特別會計法

第一條 職員健康保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付費、保健施設費、借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子、事業取扱費、營繕費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ヲ支

辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保險特別會計法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

昭和十五年三月二十四日

貴族院議長伯爵松平頼壽



内閣總理大臣米内光政殿



職員健康保險特別會計法案帝國
議會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年一月二十七日

内閣總理大臣米内光政



大甲八

一月廿七日裁可

昭和十五年一月二十七日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣 

法制局長官 

外務大臣



陸軍大臣



文部大臣



逓信大臣



厚生大臣



内務大臣



海軍大臣



農林大臣



鐵道大臣



大藏大臣



司法大臣



商工大臣

拓務大臣



別紙大藏厚生兩大臣請議職員健康
保險特別會計法案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

法制局

閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案ノ通

職員健康保險特別會計法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

昭和十五年一月三十日發

內閣總理大臣

大藏大臣

厚生大臣

法制局

入
六

4-101
101

員健康保險事業ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト

主任者大藏省會計局前調査課長

手

區分シ特別ノ會計ヲ設置スルノ必要アルヲ以テ右ニ關スル法律案ヲ第
七十五回帝國議會ニ提出セントス

仍テ別紙法律案竝ニ同理由書ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

昭和十五年一月十九日

大藏大臣 櫻 内 幸



厚生大臣 吉 田



内閣總理大臣 米 内 光 政 殿

大甲八

大藏省

職員健康保險特別會計法

第一條 職員健康保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付費、保健施設費、借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子、事業取扱費、營繕費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ
本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會

計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ヲ支辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得

大藏省

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第九條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保險特別會計法案理由書

政府ノ經營スル職員健康保險事業ニ關スル歲入歲出ハ之ヲ一般會計ト
區分シ特別ノ會計ヲ設置スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

大藏省

職員健康保險特別會計法案

職員健康保險特別會計法

第一條 職員健康保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條 本會計ニ於テハ保險料、一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附

屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付費、保健施設費、借入金ノ償還金及利息、一時借入金ノ利子、事業取扱費、營繕費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生ズルトキハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ヲ支

辨スルニ不足スル金額ヲ限度トス

二

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ

國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スベシ

第七條

本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ

得

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ

提出スベシ

第九條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

職員健康保險特別會計法案理由書

政府ノ經營スル職員健康保險事業ニ關スル歳入歳出ハ之ヲ一般會計ト區分シ特別ノ會計ヲ設置スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

大甲九第四七號

起 昭和十九年三月十四日

閣議 昭和十五年三月十五日 施行
決定 昭和十五年三月十八日 行

昭和十五年三月廿

內閣總理大臣

五

內閣書記官長

內閣書記官

外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

遞信大臣

忠

厚生大臣

五

內務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

別紙兩院ノ議決ヲ經タル船員保險特別會計法案ヲ審査スルニ右ハ貴族院

議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

限游新訓上諭案

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル船員保險

特別會計法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

昭和十五年 三月二十六日

内閣總理大臣

大藏大臣

拓務大臣

厚生大臣

法律第十三號

(上奏ノ通)

内閣

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル
船員保險特別會計法案ノ
裁可ヲ奏請ス

昭和十五年三月十四日

貴族院議長伯爵松平頼壽



船員保險特別會計法

第一條 船員保險事業ノ會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

關東州、朝鮮及臺灣ニ於ケル船員保險ノ事業ノ歲入歲出竝ニ關東州、朝鮮及臺灣ニ於テ爲サルル當該地域以外ノ地域ニ於ケル船員保險ノ事業ノ歲入歲出ハ前項ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ夫々關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府ノ各特別會計ニ所屬セシムルコトヲ得

第二條 本會計ニ於テハ保險料、一般會計ヨリノ受入金、關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府ノ各特別會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付費、關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府ノ各特別會計ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子、事業取扱費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條 本會計ニ於ケル歳入總額ノ歳出總額ニ超過スル金額ハ之ヲ積立ツベシ

本會計ノ歳計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

第四條 本會計ニ於テ保險給付費竝ニ關東局、朝鮮總督府及臺灣總督府ノ各特別會計ニ繰入
ルル金額ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得

第五條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルベシ

第六條 本會計ノ積立金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ
得

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ
提出スベシ

第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス

船員保險特別會計法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於
テ可決セリ依テ御執奏相成度議院法第三十一
條ニ依リ此段申進候也

昭和十五年三月十四日

貴族院議長伯爵松平頼壽



内閣總理大臣米内光政殿



船員保險特別會計法案帝國議會

提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年一月三十日

內閣總理大臣米內光政



大甲四七

昭和十五年一月三十日

内閣書記官長

内閣書記官

一月三十日裁可

内閣總理大臣 五

法制局長官

外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

厚生大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

拓務大臣

五

別紙大藏

厚生兩大臣

請議

船員保

險特別會計法案

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

法制局

閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム

法律案

呈案附箋ノ通

法律案